

苫小牧工業高等専門学校情報公開取扱要項

制 定 平成20年12月25日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則（平成19年3月30日制定。以下「情報公開取扱規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(決定権者)

第2条 情報公開取扱規則第4条第2項に定めるとおり、本校が保有する法人文書の開示・不開示の決定は、校長が行うものとする。

(開示請求の手続き)

第3条 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料領収書を交付するものとする。

2 情報公開取扱規則第5条第3項に定める情報公開窓口は、総務課とする。

(開示等の検討)

第4条 情報公開取扱規則第6条第3項に定める情報公開に関する会議は、本校運営委員会とする。

2 前項の規定により開示等の検討をする場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構における法人文書の開示決定等に係る審査基準（平成16年4月1日裁定。）に基づき行うものとする。

(開示の実施)

第5条 法人文書の開示を閲覧の方法により行う場合は、総務課長又は学生課長の立会いのもと行うこととする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年12月25日から施行する。

苫小牧工業高等専門学校情報公開に関する開示・不開示の審査基準（平成19年4月1日施行）は廃止する。